

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案 概要

1.改正の趣旨

- 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者の早期一律救済のため「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」が制定（平成20年1月16日）
⇒ 給付金の請求期限が2023年（令和5年）1月16日（特措法施行後15年）に迫っているが、給付を求めて提訴する方が引き続き一定数存在しており、**感染被害者の救済のための期限延長が必要**
- ⇒ 現行法上、劇症肝炎等に罹患して死亡した者は、慢性C型肝炎を経ずに感染から短期間で死亡することから、慢性C型肝炎の罹患が前提となる給付金の類型には該当せず、結果的に「無症候性キャリア」と同等の扱いとなっており、**給付金額の引上げが必要**

2.改正の概要

(1) 給付金の請求期限の延長（第5条関係）

給付金の請求期限を、2028年（令和10年）1月17日（特措法施行後20年）まで、5年間延長

(2) 劇症肝炎等に罹患して死亡した者の給付金の水準の引上げ（第6条第1号関係）

劇症肝炎等に罹患して死亡した者の給付金の水準を、慢性C型肝炎が進行して死亡した者等と同水準とする。

【現行】

一 慢性C型肝炎が進行して、肝硬変若しくは肝がんに罹患し、又は死亡した者	4000万円
二 慢性C型肝炎に罹患した者	2000万円
三 上記以外の者 ※無症候性キャリアのほか、 劇症肝炎等に罹患し死亡した者 が含まれると解釈されている。	1200万円

→
劇症肝炎等に罹患し死亡した者を一号に位置付け

【改正後】

一 慢性C型肝炎が進行して、肝硬変若しくは肝がんに罹患し、又は死亡した者 +劇症肝炎等に罹患し死亡した者	4000万円
二 慢性C型肝炎に罹患した者	2000万円
三 上記以外の者 ※無症候性キャリア	1200万円

3.施行期日等

- (1) 公布の日から施行
- (2) C型肝炎ウイルスにより劇症肝炎等に罹患して死亡した者で、この法律の施行前に1200万円の給付金の支給が行われたものについて、差額の2800万円の給付金の支給に係る所要の経過措置を講じる。
- (3) その他所要の規定の整備